「富山県がん対策推進条例(仮称)」素案に関する意見募集(パブリックコメント) の実施結果について

1 条例素案の作成者

自由民主党富山県議会議員会 がん対策推進条例(仮称)検討プロジェクトチーム(座長 五十嵐 務)

2 意見募集期間

平成24年9月11日(火)から10月10日(水)まで

3 意見募集方法

県議会ホームページ、県庁(議会事務局調査課、県民サロン、情報公開窓口)、各地方県民相 談室(高岡・魚津・砺波)、県立図書館で閲覧

4 意見提出者数

18人

【提出方法】

書面	電子メール	計
13人	5人	18人

5 意見提出件数

19 件

【提出内容】

内容	件数
・受動喫煙防止対策に関するもの	13件
・がん検診に関するもの	1 件
・がん治療に関するもの	1 件
・がん登録に関するもの	1件
・医療費負担に関するもの	2件
・その他	1 件
計	19件

6 意見の概要及び意見に対する条例素案作成者の考え方

番号	意見の概要	意見に対する条例素案作成者の考え方	関係 条文
1	看護師の順が適切ではないか。在宅医療 を提供する施設については、医療機関と 医療提供施設の違いを踏まえての順序で 良い。近未来的には薬剤師が一部の注射	がん医療が高度に専門化した現在では、手 術、放射線療法、化学療法、緩和ケアなどの 専門医と、高い専門性を有する薬剤師、看護 師、診療放射線技師などのコメディカルがチームを組んで医療を提供する「多職種チーム 医療」でなければ、がんの適切な治療と患者・ 家族に対するきめ細やかな支援が難しくなっています。 この「多職種チーム医療」の実践においては、患者・家族と接する機会が多く、最も身近な存在である認定看護師等の果たす役割は 大きく、また、その育成・確保が急がれるとの認識から、条例素案の記載としています。	第7条、第15条
2	標準治療に希望が見えず、今の標準治療は、底上げが必要だと思う。 医師は、治療の副作用、延命効果など 正直に話す必要があり、治療を選べるようにしてもらいたい。そのためには、医	1	ほか
3	煙や完全分煙を一律に強制するのではなく、喫煙者と非喫煙者がお互いに対立することなく気持ち良く共存できるよう、施設管理者が各々の施設の態様、利用実態に即し、実現可能で過度な負担とならない多様な分煙のあり方を選択できるようなものであるべき。 また、喫煙者は、たばこの価格の6割以上を租税負担しており、その税金の一	1. がん対策推進基本法は、国の「がん対策推進基本計画」を基本として、都道府県におけるがん対策推進計画を策定しなければならないとしており、国が新たに策定した「がん対策推進基本計画」(平成24年6月8日閣議決定)の中で、受動喫煙防止対策については、〇健康増進法に基づく受動喫煙対策を行ってきたが、平成17年に「たばこの規制に関する世界保健機関枠組条約」が発効したことから、日本でも、同条約の締約国として、公共の場は原則として全面禁煙であるべき旨の通知の発出等対策を行ってきたこと	

17 □	# L ~ hill #	ウロ)マルトマ <i>タド</i> (ナウル-ムサッサン)	関係
番号	意見の概要	意見に対する条例素案作成者の考え方	条文
4		○特に職場の対策を強化すること。また、家	
		庭における受動喫煙の機会を低下させるに当	
	ど分煙対策も必要だと思う。	たっては、妊産婦の喫煙をなくすことを含め、	
	「職場について、一様に崇煙を推進する だけでなく、喫煙室、喫煙場所の確保な	受動喫煙防止を推進するための普及啓発活動を進めることに取り知れること	
	ど、両者が共存できる、理解し合える社		
	会づくりが必要だと思う。	受動喫煙の機会を有する者の割合を半減する	
5	現状でもほとんど職場では喫煙が困	- 1) - 1 10	
J	難。子供、妊婦の利用する施設でも、分	1 トッニーナロ(年) トッニー	
	煙が望ましく、一律禁止という表現は避		
	けて欲しい。		
6	発がん性物質を含まない食品は、ほと		
	んど存在しないとも聞いており、たばこ	って実施したタウンミーティングや県民の皆	
	のみを槍玉にあげるのは当を得ていな	様からの意見募集等では、禁煙・分煙対策の	
	い。過度な喫煙規制を条例化しないよう、	徹底を求めるご意見が寄せられた一方、喫煙	
	また、分煙化施策等により喫煙者と非喫	者に対する配慮や、禁煙を顧客に要望できず 零細事業者が多い飲食店、旅館、理容・美容	
	煙者が共存できる社会の構築を切に望	等のサービス業では受動喫煙防止施設の整備	
7	む。 がんと受動喫煙との相関関係は信憑性	リュルトスト 地球が出立体 パンエー のごさロノ	
′	かんこ爻動笑座この作関策は信念性 に欠けることから「職場における受動喫	いただきました。	
	煙の防止」という項目は除外すべき。		
8	大型ショッピングセンターの出入口に	3. これらを踏まえ、条例素案では、受動喫	
	灰皿が置いてあり、出入りする人たちは	煙の防止を一層進める必要があるとともに、	
	皆、煙草の煙を吸わされるようになって	顧客が喫煙する職場で事業者に一律に禁煙を	
	いる。また、食堂等で店内分煙になって	求めることは、現時点においては困難である	
	いても、喫煙席と禁煙席とに分けてある	との認識から、 ○少量のたばこの煙であっても健康被害を受	
	だけで、煙が店内に充満していたりする。	けやすい子どもや妊婦が利用する施設(病	
	是非、対策を講じてほしい。	院・診療所、保育所、学校、教育文化施設等)	
9	私ども施設のお客様の利用実態は多種 多様であり、一律的に禁煙を強いるよう	や、県民が健康の維持・増進を目的に利用す	
	夕塚 (めり、 年 的に	る施設(体育館、水泳プール等)における喫	
	喫煙目的のお客様も多数おり、全面禁	煙禁止の推進を含め、県は受動喫煙防止のた	
	煙を強いることは到底できない。県下へ	めの施策を講ずること(第 12 条第 1 項)	
	経済的なマイナス影響をもたらすことも	○勤務する者が、自ら選択することが容易で	
	想定できる。	なく、長時間かつ長期間にわたり過ごす職場	
10	飲食店の客層等は様々であり、受動喫	に関しては、事業者がその事業の用に供する 事務所、店舗、車両その他の施設において勤	
	煙の防止措置については、一方的に禁煙	著房別、店舗、単画での他の施設において動 務する者及び当該施設を利用する者につい	
	を強制することなく、実現可能で、過度	て、受動喫煙防止措置を講ずるよう努めるこ	
	な負担とならない、多様な対策のあり方	と(第12条第2項)	
	を選択できるようにお願いしたい。 喫煙が来店目的になっているお客様も	○事業者が講ずる受動喫煙防止措置を促進す	
	英煙が来店日的になっているね各様も 数多く、仮に異なる喫煙環境を強制され	るために、県が必要な支援を行うこと(第 12	
	た場合、県下の飲食業界全体において甚	条第3項)	
	大なマイナス影響も想定される。	について、規定を設けたところです。	
11	同上		
12	同上	4. 喫煙しない者が増えてきている中、禁煙	
13	ホテル・旅館業において、喫煙の客様	が困難な場合であっても、施設の態様や利用 者のニーズに応じた適切な受動喫煙防止対策	
	に対し禁煙を強制することにならないよ	を進めることが必要であり、また、喫煙する	
	う、また、ホテル・旅館は極めてプライ	で延めることが必女しめり、また、失圧りる	

番号	意見の概要	意見に対する条例素案作成者の考え方	関係
14	ではいいではいいではいいではいいではいいではいいではいいではいいではいいではい	者と喫煙しない者の双方が、受動喫煙防止の 必要性と相互の立場を十分に理解し、社会全 体で受動喫煙防止対策を進めていくことが求 められていると考えます。 また、たばこ税の税収については、がん対 策など国民の健康増進や医療に関する様々な 施策にも充てられています。	
16	強制することなく、すべての関係者が理解・納得し、自主的に進めていける取組とするよう慎重な検討をお願いしたい。また、受動喫煙ががん等の原因であると断定できる状況にはないとの客観的な科学的知見に基づく議論をお願いしたい。 エコーの乳がん検診を受診したいために、市の住民検診ではなく総合病院で乳がん検診を受けてきた。時間も掛かり、お金も掛かり、その分の人員も必要となることはよく分かるが、市の住民検診で	1. がん検診については、科学的根拠に基づき有効性(死亡率減少効果)が確立された方法により市町村が行っているがん検診(公費による対策型検診)を、より高い精度で実施することが大変重要です。 2. 一方、いま国の「がん検診のあり方に関する検討会」では、乳房のエコー(超音波)検診を含め、国内外の知見を収集し、専門的な見地からら検討を進めており、その結果を踏まえ、のため、条例素案では、「がん検診の質を削上させるための施策」を講ずる(第13条第5号)とともに、「科学的根拠に基づく新	
		たな知見及び医療技術の向上等がん医療に関する状況の変化に的確に対処する」(第2条第2号)ことなど、がんを早期に発見するための施策の充実について定めています。	

	がん登録では、予後情報をしっかりと 収集することで、5年生存率などの治療	1 がん登録の実施と信頼性の高い生存率の	
	成績を正確に算出することが初めて可能となる。しかし、当該病院以外での死亡の場合に予後が不明となることが多々あり、市町村に照会しても回答を得られない。 本県では、県が予後情報を収集しているが、条例等に「市町村は、地域がん登録及び院内がん登録が行われた患者の予	計測は、がん医療の均てん化の進捗を把握し、 がん医療の質を向上させるために不可欠で す。 2. しかし、現在の制度では、県外へ転出さ れた患者については予後の捕捉が難しいこと など、大きな課題があると認識しています。	
19	者に対しても優しい健康保険(例えば、 抗がん剤治療は1割負担)であって欲しい。命に対する税金は惜しまないで欲しい。 がん患者に対して、医療、薬などの治療費を1割くらいにできないか。がん患者は、病院でのお金、生活が大変であり、	ご意見のとおり、高額な抗がん剤の長期継続的な使用などで、患者の医療費負担が重くなっており、国では、高額な医療費の窓口負担を一定額以内に抑える「高額療養費制度」の拡充に向けた検討を行うこととなっています。 自由民主党議員会としても、「長期的ながん治療に伴う医療費負担を軽減する方策について、国に検討を求める」よう、知事に申し入れを行っています(平成24年6月13日「がん対策の充実に関する提言」)。	